

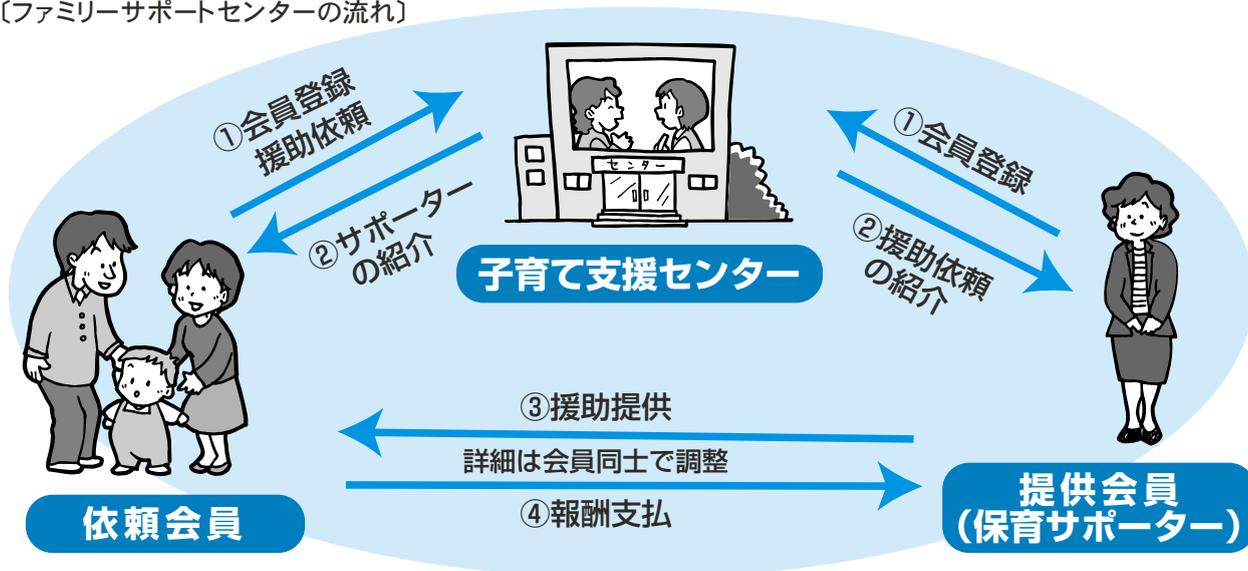
困ったときの育児を手助け

～ファミリーサポートセンター(子育て支援サービス)～

ファミリーサポートセンターは、子育ての手助けが必要な人と子育ての手伝いができる人が会員になり、お互いに地域の中で助け合いながら子育てをする有償のボランティア組織で、この事業の運営は市が行います。

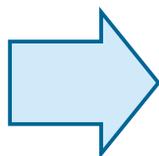
センターでは8月からサポート事業を始めていますが、育児援助を受けたい人(依頼会員)と育児援助を行う保育サポーター(提供会員)を募集しています。会費・保険料は無料で、市内在住の人なら、どなたでも会員になります。

〔ファミリーサポートセンターの流れ〕



◆こんな場合にご利用ください

- ・残業で保育園の迎えに行けない
- ・休日出勤が入って子どもを見る人がいない
- ・遅番で、学童保育終了後も帰れない
- ・最近、育児に疲れ気味…。少し気分転換をしたほうがいいかも



◆センターの援助の内容は…

- ・保育所、学童保育等の送り迎え
- ・学校の放課後、保育施設の開所時間外の預かり
- ・残業時や軽度の病時の預かり
- ・その他、子育てに必要な支援

※援助対象となる児童は、原則として生後6カ月から10歳未満までの子どもです。

■利用料・報酬(1時間当たり)

一般保育	平日	基本時間 (午前7時～午後7時)	700円
		基本時間外 (上記時間外)	800円
	土・日曜日、祝日、 年末年始	終日	800円
軽度の病児保育	終日		900円

※ミルク代・おやつ代等は、依頼会員が実費を負担するか、用意していただきます。

■問い合わせ、利用・会員登録

社会福祉課児童福祉係 (TEL)20264)、または子育て支援センター (TEL)2450)

各種手当等の申請をお忘れなく！

市は、次に該当する人に対して、手当等を支給しています。
受給には申請が必要となりますので、忘れずに手続きしてください。

■問い合わせ・申請先

社会福祉課児童福祉係 (TEL②0264)

または各地域局住民福祉課 (有漢TEL⑤73212、成羽TEL④3213、川上TEL④82200、備中TEL④54512)

☆手当について

手 当 名	対 象	現在受給中の人
①児童手当	小学校修了前の児童を監護(*)している人	「現況届」を未提出の人は、早急に提出してください。提出されない場合は手当が支給されないことがありますので、ご注意ください。
②児童扶養手当	母子家庭（父母が婚姻を解消した、父が死亡した、父が重度の障害状態にある、父が行方不明、父が児童を1年以上遺棄している、母が婚姻によらないで懐胎した等の状態にある児童を養育している家庭）であり、18歳未満の児童を監護している人	8月29日(金)までに、「現況届」を社会福祉課または各地域局住民福祉課へ提出してください。
③特別児童扶養手当	20歳未満の精神または身体に障害のある児童を監護している人	9月10日(水)までに、「所得状況届」を社会福祉課または各地域局住民福祉課へ提出してください。
④障害児福祉手当	20歳未満で、精神または身体に重度の障害があり、日常生活において常時特別な介護が必要な児童	
⑤特別障害者手当	20歳以上で、精神または身体に重度の障害があり、日常生活において常時特別な介護を必要とする人	

(*)監護・・・児童の生活の面倒を見ていること

ただし、次の場合は手当を受けられません。

- ①……………受給される人の所得が一定額を超える場合
- ②～⑤…受給者、障害者(児)または扶養義務者の所得が一定額を超える場合
- ②～⑤…対象児童、障害者(児)が社会福祉施設・児童入所施設等に入所している場合など

☆年金・激励金について

年金(激励金)名	対 象	年金額 (年額)
①心身障害児童年金	身体に障害がある20歳未満の児童で、下記に該当する児童。ただし、障害児福祉手当を受給中の人は対象となりません。 (1)身体障害者手帳1・2級、または知能指数がおおむね35以下の場合 (2)身体障害者手帳3級、または知能指数がおおむね36以上50以下の場合	(1)の場合…73,500円 (2)の場合…36,800円
②遺児年金	両親またはその一方を亡くした児童で、15歳に達した年度末までの児童、およびその後も引き続き中学校に在学するもの。	※児童1人につき 両親を亡くした児童……………36,800円 両親の一方を亡くした児童…24,300円